

定 款

社会福祉法人二之沢愛育会

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 乳児院の経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営
- (ニ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 障害児通所支援事業の経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 子育て短期利用事業の経営
- (ト) 老人短期入所事業の経営
- (チ) 老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人二之沢愛育会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を群馬県高崎市足門町 1 4 6 番地の 1 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 9 名以上 11 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成し、監事が議長を務める。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長は評議員の互選により選出する。

(権限)

第 10 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年 6 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事6名以上8名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事長以外の理事から複数の業務執行理事を置くことができる。
- 3 この法人に会計監査人を置くことができる。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、

その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長は、理事長が務める。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができない者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 群馬県高崎市足門町字唐沢129番地・130番地・138番地の1に所在の鉄筋コンクリート造3階建

群馬整肢療護園訓練棟 1棟 (757.40 m²)

- (2) 群馬県高崎市足門町字石田 2 9 0 番 2 に所在の木造合金メッキ銅板葺き平屋建
愛育乳児園 1 棟 (694.83 m²)
- (3) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 3 8 番地の 1・1 3 7 番地の 1・1 4 6 番地の 2・1 3 0 番地・1 2 9 番地・1 3 7 番地の 2 に所在の鉄筋コンクリート造 2 階建
群馬整肢療護園病棟 1 棟 (1,228.24 m²)
- (4) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 6 番地の 1 に所在の鉄筋コンクリート造平家建
群馬整肢療護園給食棟 1 棟 (403.58m²)
- (5) 群馬県高崎市足門町字春名原 2 8 7 番地番地 5 に所在の鉄骨造 2 階建
障害者支援施設大地 1 棟 (1,376.23m²)
- (6) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 6 番地の 1・1 3 8 番地の 1・1 4 0 番地の 1・1 4 1 番地の 1 に所在の鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺地下 1 階付 3 階建
群馬整肢療護園病棟・訓練棟 1 棟 (2,014.28m²)
- (7) 群馬県渋川市渋川字宿裏 2 2 1 6 番地の 1・2 2 0 7 番地の 1・2 2 0 9 番地の 1・2 2 0 9 番地の 5・2 2 1 7 番地の 4・2 2 0 7 番地の 1 先・2 2 1 6 番地の 1 先に所在の鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺 3 階建
特別養護老人ホーム ひかりの里 1 棟 (5,084.03m²)
- (8) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 0 番地 1 に所在の木造瓦葺平屋建
託児所 1 棟 (111.79m²)
- (9) 群馬県高崎市足門町字春名原 2 8 7 番地 1・2 8 7 番地 5・2 8 7 番地 8 に所在の鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板ぶき平屋建
障害者支援施設大地 1 棟 (196.83m²)
- (10) 群馬県高崎市足門町字石田 2 9 0 番 4 に所在の鉄骨造陸屋根平屋建
ライフサポートのどか 1 棟 (381.75m²)
- (11) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 6 番地 1 に所在の鉄骨造陸屋根 4 階建
群馬整肢療護園管理・診療棟 1 棟 (3,318.35m²)
- (12) 群馬県高崎市足門町字金井沢1302番5に所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
グループホームつばさ 1 棟 (408.46m²)
- (13) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 3 7 番の 1 (481.91 m²)

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| (14) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 3 8 番の 1 | (1, 047. 93 m ²) |
| (15) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 0 番の 1 | (627. 43 m ²) |
| (16) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 3 0 番 1 | (562. 30 m ²) |
| (17) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 1 番の 1 | (459. 00 m ²) |
| (18) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 2 9 番 | (796. 00 m ²) |
| (19) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 3 1 番 1 | (575. 43 m ²) |
| (20) 群馬県高崎市足門町字沢 0 1 4 8 番の 2 | (872. 01 m ²) |
| (21) 群馬県高崎市足門町字春名原 2 8 7 番の 5 | (1, 653. 47 m ²) |
| (22) 群馬県高崎市足門町字春名原 2 8 7 番の 1 | (539. 64m ²) |
| (23) 群馬県高崎市足門町字春名原 2 8 7 番の 8 | (57. 10m ²) |
| (24) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 6 番の 1 | (3, 375. 86 m ²) |
| (25) 群馬県高崎市足門町字唐沢 1 4 6 番 5 | (45. 62 m ²) |
| (26) 群馬県高崎市足門町字石田 2 9 0 番 4 | (854 m ²) |
| (27) 群馬県高崎市足門町字石田 2 9 0 番 7 | (137 m ²) |
| (28) 群馬県渋川市渋川字宿裏 2 2 0 7 番の 1 | (443. 13 m ²) |
| (29) 群馬県渋川市渋川字宿裏 2 2 1 6 番の 1 | (2, 648. 66 m ²) |
| (30) 群馬県渋川市渋川字宿裏 2 2 1 7 番の 4 | (392. 72 m ²) |
| (31) 群馬県渋川市渋川字宿裏 2 2 0 9 番の 1 | (919. 00 m ²) |
| (32) 群馬県渋川市渋川字宿裏 2 2 0 9 番の 4 | (19. 83 m ²) |
| (33) 群馬県渋川市渋川字宿裏 2 2 0 9 番の 5 | (304. 13 m ²) |
| (34) 群馬県渋川市字宿裏 2 2 0 7 番 3 | (111. 76 m ²) |
| (35) 群馬県渋川市字宿裏 2 2 1 6 番 8 | (86. 65 m ²) |
| (36) 群馬県高崎市足門町字春名原 2 8 7 番 1 4 | (221. 67 m ²) |
| (37) 群馬県高崎市足門町字石田 2 9 0 番 2 | (2, 302 m ²) |
| (38) 群馬県高崎市足門町字金井沢 1 3 0 2 番 5 | (1, 487 m ²) |

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 3 7 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 0 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、群馬県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、群馬県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属説明書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士奨学金給付制度
- (2) 訪問看護ステーションの経営
- (3) 介護福祉士修学資金貸与事業における連帯保証事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、群馬県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人二之沢愛育会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	真 中 す ぐ
理 事	森 田 伝一郎

理事	森田	やすゑ
理事	浦野	匡彦
理事	野口	小吉郎
理事	高野	栄次郎
理事	西村	守正
監事	大根田	恒雄
監事	寺沢	愛之

設 立	昭和27年	5月19日	厚生大臣	古武 恵市 (厚生省 群児第139号)
一部変更	" 32年	3月19日	"	神田 博 (" 第49号)
"	" 32年10月	12日	"	堀木 謙三 (" 第236号)
"	" 34年	4月15日	"	坂田 道太 (" 第123号)
"	" 36年	6月13日	"	吉井 喜実 (" 第129号)
"	" 39年	9月19日	"	神田 博 (厚生省収児第329号)
"	" 41年	5月 2日	"	鈴木 善幸 (" 第265号)
"	" 42年	6月27日	"	坊 秀男 (" 第334号)
"	" 43年	4月 5日	"	園田 直 (" 第265号)
"	" 45年	2月 6日	"	内田 常雄 (" 第67号)
"	" 45年	8月10日	"	内田 常雄 (" 第516号)
"	" 50年	6月15日	"	田中 正巳 (" 第606号)
"	" 55年	2月 6日	"	野呂 恭一 (" 第81号)
"	" 55年12月	15日	"	園田 直 (")
"	" 61年	3月31日	"	今井 勇 (厚生省収児第248号)
"	" 63年	3月31日	県知事	清水 一郎 (群馬県指令障第193号)
"	平成 元年11月	27日	"	清水 一郎 (届 出)
"	" 2年	9月26日	"	清水 一郎 (群馬県指令障第99号)
"	" 3年	3月19日	副知事	小寺 弘之 (" 第149号)
"	" 4年	3月19日	県知事	小寺 弘之 (" 第179号)
"	" 4年	6月15日	"	小寺 弘之 (届出 障第145号受理)
"	" 6年	6月 9日	"	小寺 弘之 (群馬県指令障第50号)
"	" 7年10月	26日	"	小寺 弘之 (" 第71号)
"	" 9年	8月27日	"	小寺 弘之 (" 第64号)
"	" 10年	5月 7日	"	小寺 弘之 (" 第28号)
"	" 12年	1月11日	"	小寺 弘之 (" 第112号)
"	" 12年10月	18日	"	小寺 弘之 (" 第94号)
"	" 14年	1月21日	"	小寺 弘之 (" 第306-29号)
"	" 14年	3月28日	"	小寺 弘之 (" 第306-45号)
"	" 14年	7月22日	"	小寺 弘之 (" 第335-8号)
"	" 15年	2月27日	"	小寺 弘之 (" 第335-31号)
"	" 17年	3月14日	"	小寺 弘之 (" 第335-38号)
"	" 17年11月	10日	"	小寺 弘之 (届出 障第813-25 受理)
"	" 18年	4月20日	"	小寺 弘之 (群馬県指令障第813-2号)

	〃	〃	18年	6月12日	〃	小寺	弘之 (群馬県指令障第 813-10 号)
	〃	〃	19年	6月14日	〃	小寺	弘之 (届出 障第 813-17 号)
一部変更	平成	22年	5月27日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-10 号)	
	〃	〃	22年	9月 2日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-32 号)
	〃	〃	23年	4月19日	県知事	大澤	正明 (届出 障第 813-5 号)
	〃	〃	24年	3月30日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-55 号)
	〃	〃	24年	6月15日	県知事	大澤	正明 (群馬県障第 813-21 号)
	〃	〃	24年	10月 9日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-37 号)
	〃	〃	25年	4月10日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-1 号)
	〃	〃	25年	6月12日	県知事	大澤	正明 (群馬県障第 813-8 号)
	〃	〃	26年	12月 2日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-17 号)
	〃	〃	27年	6月17日	県知事	大澤	正明 (届出 障第 813-10 号)
	〃	〃	27年	10月 9日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-15 号)
	〃	〃	28年	6月 8日	県知事	大澤	正明 (群馬県障第 813-10 号)
	〃	〃	29年	1月11日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-26 号)
	〃	〃	29年	7月21日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-11 号)
	〃	〃	30年	7月25日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-13 号)
	〃	令和	元年	7月25日	県知事	大澤	正明 (群馬県指令障第 813-14 号)
	〃	令和	2年	3月18日	県知事	山本	一太 (群馬県指令障第 813-21 号)
	〃	令和	2年	7月 1日	県知事	山本	一太 (群馬県指令障第 813-9 号)
	〃	令和	3年	6月29日	県知事	山本	一太 (群馬県指令障第 813-7 号)
	〃	令和	4年	7月26日	県知事	山本	一太 (群馬県指令障第 813-15 号)
	〃	令和	4年	9月30日	県知事	山本	一太 (群馬県指令障第 813-17 号)
	〃	令和	5年	7月10日	県知事	山本	一太 (群馬県指令障第 813-4 号)